

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月16日

【会社名】 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
(Morgan Stanley Finance LLC)

【代表者の役職氏名】 秘書役
(Secretary)
アーロン・ページ
(Aaron Page)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 関 彩 香
同 山 田 智 己
同 中 林 憲 一
同 日 高 英 太 朗
同 深 見 暖

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年8月14日
効力発生日	平成29年8月22日
有効期限	平成31年8月21日
発行登録番号	29 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	7,800億円
発行可能額	561,747,570,100円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成31年4月16日（提出日）である。

【提出理由】 平成29年8月14日付発行登録書につき、「第二部参照情報 第2 参照書類の補完情報」の記載事項を追加するため、ならびに 添付書類を追加および差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1 【訂正内容】

(発行登録書の「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」の見出しの直後に、以下の記載が追加・挿入される。)

第二部【参照情報】

第2【参照書類の補完情報】

上記有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の第一部 第3「事業の状況」4「事業等のリスク」に記載の事項を以下のとおり差し替える。

事業等のリスク

以下の情報は、当社の2018年度アニュアル・レポートの抜粋である。

リスク管理

リスクは当社の事業活動において避けることができない要素である。経営陣は、当社の事業活動の成功には有効なリスク管理が不可欠であると考えている。そのため当社では、モルガン・スタンレー・グループのリスク管理の方針および手続を当社の事業部門および支援部門の業務に伴う主要なリスクの特定、測定、監視、助言、批判的検討および管理に活用している。かかる方針および手続には、当社の取締役会および適切な経営幹部への上申のほか、当社の取締役会を通じた監督も含まれる。

以下に、財務リスクおよびその他の重要な事業リスクの管理に係る当社の方針を概説する。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、ポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいう。当社は、自己のトレーディング業務に関連する市場リスクをトレーディング部門と個々の商品レベルの双方において管理している。

当社は、正味市場リスクに係るエクスポージャーを抱えないことを方針および目標としている。

信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体が当社に対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいう。信用リスクには、経済、社会および政治に関する情勢および事象が、債務を履行する債務者の能力および意思に悪影響を及ぼすリスクも含まれる。

信用リスク管理部門(「CRM」)は、当社を損失から保護するために、取引、債務者およびポートフォリオの各レベルにおいて信用リスクを評価、監視および管理するための当グループ全体に適用される実務を確立している。当グループ全体で信用リスクの水準を管理するために、包括的かつグローバルなクレジットリミットの枠組みが活用されている。クレジットリミットの枠組みは、当社のリスク許容度の範囲内で調整され、国別、業種別および商品種類別のシングル・ネーム・リミットおよびポートフォリオ・コンセントレーション・リミットを含む。CRMは、重要な信用リスクの適時かつ透明性あるコミュニケーション、設定された上限の遵守および適切な経営幹部へのリスク集中に関する報告の徹底を支援する。さらに、信用リスクに係るエクスポージャーは、CRM内の信用分析の専門家およ

び委員会によって、また、CMR出身者を委員に含む各種のリスク委員会を通じて積極的に管理されている。

モデル・リスク

モデル・リスクとは、不正確なモデル・アウトプットまたはモデル・アウトプットの誤用に基づく判断により悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、金銭的損失、不適切な事業上および戦略上の意思決定または当社の評判の毀損につながるおそれがある。モデルに内在するリスクは、インプットおよび仮定の重大性、複雑性および不確実性と相関関係にある。モデル・リスクは、財務諸表、規制上の届出、自己資本評価および戦略策定に影響を及ぼすモデルの利用によって生じる。

モデル・リスクの健全な管理は、モルガン・スタンレー・グループのリスク管理の枠組みにとって不可欠な要素である。モデル・リスク管理部門(「MRM」)は、モデル・リスクの監視を担当する、リスク管理内の独立した部門である。MRMは、モルガン・スタンレー・グループのリスク選好度に即してモデル・リスクの許容度を設定する。かかる許容度は、設計・実施上の不備および/またはモデルの不適切な利用に起因する金銭的損失または評判毀損のリスクの重大性評価に基づいている。かかる許容度は、定性的な要素および定量的な要素に基づくモデル毎の評価および事業全体の評価を通じて監視される。

モデル・リスクを管理するうえでの指針となる原則は、モデルの「効果的な批判的検討」である。モデルの効果的な批判的検討は、モデルの限界および前提を特定し、適切な変更を主導することのできる客観的かつ情報に通じた当事者による批判的な分析によって実現される。MRMは、モデルの効果的な批判的検討を行い、モデルの利用について独立した検証および承認を行い、毎年モデルの認証を見直し、主要なステークホルダーに対して特定されたモデル検証の限界を報告し、モデル検証の限界に対する改善計画を追跡調査し、モデル・リスクの測定基準について報告する。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいう。流動性リスクには、継続事業としての当社の存続を脅かす深刻な事業の混乱や評判の毀損を生じさせることなく金融債務を弁済する当社の能力(またはかかる能力についての認識)も考慮される。

モルガン・スタンレー・グループの流動性リスク管理の枠組みは、当社を含むモルガン・スタンレー・グループが、日々の債務を弁済し、予期せぬストレス事由に耐えるうえで十分な流動性準備および耐久性のある資金調達源を確実に維持するうえで不可欠である。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、プロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因または外的要因(例えば詐欺行為、窃盗、法務・コンプライアンス・リスク、サイバー攻撃、有形資産に対する損害等)による損失、あるいは当社の評判に対する損害のリスクをいう。当社は、当社の事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスクを負う可能性がある。

当社は、モルガン・スタンレー・グループが整備した枠組みを活用しているが、これには、当社の取締役会および適切な経営幹部への上申も含まれる。効果的なオペレーショナル・リスク管理は、オペレーショナル・リスク事象の影響を緩和し、法務リスク、規制リスクおよびレピュテーション・リスクを軽減するうえで不可欠である。かかる枠組みは、当社における変化を反映し、変化を続ける規制環境および事業環境に対応するために継続的に改良されている。

法務・コンプライアンス・リスク

法務およびコンプライアンスに関するリスクには、当社が、当社の事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の基準および行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失または損失に関するリスクが含まれる。またかかるリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上および商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、腐敗防止およびテロ資金供与に関する規則および規制の遵守も含まれる。モルガン・スタンレー・グループは一般に、事業を展開する各法域において、広範な規制に服している。

モルガン・スタンレー・グループは、主にグループの法務・コンプライアンス部門を通じて、適用ある法律および規制上の要件の遵守を促進し、世界における当社の業務遂行、倫理および実務に関する方針の遵守を義務付けることを目的とした、世界各地の法律・規制上の要件に基づく手続を整備している。

また、モルガン・スタンレー・グループは、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクを軽減するための手続も整備している。かかる手続には、取引相手方の法的権限および行為能力、法律文書の適切性、適用ある法律に基づく取引の許容性、ならびに適用ある破産または倒産に関する法令により契約上の救済手段を制限または変更されるか否かの検討を含む。法律および規制面での金融サービス業界に対する注目の高まりは、モルガン・スタンレー・グループに引き続き課題を提示している。

文化・価値・および従業員の行動

モルガン・スタンレー・グループの従業員は全員、「顧客を第一に、正しく行動し、優れたアイデアで業界をリードし、還元する(Putting Clients First, Doing the Right Thing, Leading with Exceptional Ideas and Giving Back)」というモルガン・スタンレー・グループの基本理念に従って行動する責任を負う。モルガン・スタンレー・グループは、かかる基本理念や、グループのガバナンスの枠組みに根差した、力強い文化の構築に努めている。かかる枠組みには、経営陣による監督、有効なリスク管理および統制、研修および養成プログラム、方針、手続ならびに役割および責任の明確化が含まれる。モルガン・スタンレー・グループの行為規範(「行為規範」)は、健全性および倫理にかなった行動に対するモルガン・スタンレー・グループのコミットメントをさらに強化する従業員の行動の基準を規定している。各新規雇用者および各従業員は毎年、行為規範を理解し、遵守していることを証明しなければならない。この従業員に対する年次の業績評価プロセスには、行為規範およびモルガン・スタンレー・グループの基本理念の遵守状況の評価が含まれる。グローバル奨励報酬裁量方針は、従業員が業績年にリスク管理実務を効果的に処理および監督したかを検討する経営陣の義務について明確に規定する基準を定めている。モルガン・スタンレー・グループはまた、従業員が、雇用形態、当年の報酬または過年の報酬に影響を与える可能性のある行動を取った場合に、それを特定するための相互補完的プロセスを複数有している。モルガン・スタンレー・グループのクローバック(返上)・失効規定は、従業員によるモルガン・スタンレー・グループの連結業績の再表示を余儀なくする作為・不作為、モルガン・スタンレー・グループのグローバルベースでのリスク管理の原則、方針および基準に違反する作為・不作為、または従業員が支払いを受けた対象であるポジションにつき、内部統制方針の範囲外で運用し、それに関する収益の喪失を引き起こす作為・不作為(直接的な監督責任に関するものを含む。)があった場合に、繰延奨励報酬を回収することを認めている。

ゴーイング・コンサーン

市場圧力に耐えるための十分な流動性および資本を維持することは、引き続きモルガン・スタンレー・グループおよび当社の戦略の核心である。また、当社は、必要に応じて、モルガン・スタンレー・グループの資本および流動性にアクセスすることができる。

取締役会は、上述したすべての要素を考慮したうえで、当社が予見可能な将来にわたり継続企業として存続するための十分なリソースにアクセスできると想定することは合理的であると考えている。そのため、取締役会は、中間財務諸表の作成にあたって、引き続きゴーイング・コンサーンの前提を採用した。